

新型コロナウイルスワクチン接種
実施計画

下野市
令和3年3月

— もくじ —

I 新型コロナウイルスワクチン接種概要

1	はじめに	1
2	基本的考え方	1
3	実施期間	1
4	接種対象者の範囲	2
5	接種順位	2
6	接種スケジュール	3
7	ワクチンの種類	3

II 接種体制

1	基本的考え方	4
2	実務体制の確保	4
3	接種会場	5
4	接種実施曜日及び時間	7
5	接種の予約方法	7
6	ワクチンの管理及び移送	8
7	高齢者施設等における接種体制の確保	9
8	基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者	10
9	接種記録等	11
10	副反応疑い報告	11

III 情報提供及び相談体制

1	市民に対する情報提供	12
2	相談への対応	12
3	健康被害救済の申請受付・給付	12

I 新型コロナウイルスワクチン接種概要

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、その流行及び長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済活動にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にある。そのため、当該感染症のまん延予防のため市民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

市は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」のほか、令和2年2月1日には健康増進課内に「新型コロナウイルス感染症対策室」を新たに設置し、「新型コロナウイルス感染症予防接種班」を中心に庁内一丸となった執行体制のもと、小山地区医師会下野支部と連携を図りながら安全かつ円滑なワクチン接種を推進する。

予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」とする）の特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」等に基づき計画を策定し実施する。なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

2 基本的考え方

本計画の策定にあたり、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 実施体制の構築にあたっては、市内の医療機関及び医療従事者の協力が不可欠であることから、協力体制及びその手続き等を事前に医師会等と十分に協議する。
- (2) 接種実施医療機関等において感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講ずる。
- (3) 予防接種の実施にあたっては、あらかじめ予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように配慮する。

3 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

4 接種対象者の範囲

(1) 対象者について

接種日に、住民基本台帳に記録されている16歳以上の者とする。

なお、やむを得ない事情により住民票所在地において接種を受けることができないもので、接種を希望するものについては、対象者に含めるものとする。

(2) 対象者数の試算及び実人数

	対象者	試算及び実人数	試算方法
1	医療従事者等	7,734人	市外居住者含む実人数
2	高齢者（65歳以上）	15,277人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計
3	基礎疾患を有する者（20～64歳の場合）	4,933人	総人口の8.2%
4	高齢者施設等従事者	627人	市内入所施設従事者、市外居住者含む実人数
5	60歳から64歳の者	3,890人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計
6	16歳から59歳の者	32,921人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の16～59歳の者の合計
7	総人口	60,163人	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口

人口基準日：令和3年1月1日

5 接種順位

接種順位については、以下のとおり分類する。当面は、ワクチンの確保に限りがあるため国の予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種券を送付し順次接種を行う。

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた者）
- ③ 高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
重い精神疾患や知的障害の者
- ④ 上記以外の者

6 接種スケジュール

接種スケジュールは、以下のとおりとし、令和4年2月末まで接種を完了することを目指す。ただし、ワクチンの供給・流通に限りがあるためスケジュールに変更が生じる可能性がある。

対象区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
集団接種	医療従事者	→										
	高齢者		→									
	基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者			→								
	上記以外の者				→							
個別接種			→									
	主治医のある者・個別接種を希望する者	→										

7 ワクチンの種類

ワクチンについて、現在、ファイザー社のmRNAワクチンが承認されている。ワクチンは2回接種で、1回目と2回目は同じワクチンを接種する。

製薬会社	ワクチンの種類	接種回数	接種間隔
ファイザー社	mRNAワクチン	2回	21日

Ⅱ 接種体制

■ 1 基本的考え方

市民が安心して、早期に身近な場所で接種ができるように、接種対象者やワクチンの供給状況に合わせ、①集団接種 ②かかりつけ医等の医療機関での個別接種 ③施設内接種等を組合せた体制を構築する。

■ 2 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、下野市業務継続計画（新型インフルエンザ等）の発動を視野に部門を超えた組織的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では、ワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員のリスト作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

さらに、集団接種においては、多くの医療従事者等が必要であることから、医師会等の協力を得てその確保を図る。

3 接種会場

(1) 医療従事者等

医師会等との調整により、「基本型接種施設」及び「連携型接種施設」を設定する。連携型接種施設となる各病院においては、当該病院の医師、ワクチン接種等に従事する医師及び看護師等の接種を行い、その他の医療従事者等は保健福祉センターきらら館での集団接種を行う。なお、小山地区医師会との調整により市町の立地・規模、医師会員数を考慮し、「小山市・野木町」、「下野市・上三川町」合同で実施する。

(R3.3.12 現在)

区分	施設名	対象予定数	対象者
基本型接種施設	自治医科大学付属病院		5,369 人
連携型接種施設	小金井中央病院	医師・看護師等	769 人
	石橋総合病院		
	小山富士見台病院		
	新上三川病院		
	保健福祉センターきらら館	上記以外の医療関係従事者	453 人
合 計			1,596 人
			8,187 人

※「基本型接種施設」… ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う施設

※「連携型接種施設」… 基本型接種施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う施設

(2) 住民の集団接種

市内3カ所の公共施設を集団接種会場として設定し、各会場の接種日については、ワクチンの確保状況により決定する。ただし、医療スタッフの確保により地域医療への過度な負担を強いることを避けるため3カ所同時接種とは限らない。

接種会場	所在地
保健福祉センターきらら館	下野市下古山 1220 番地
南河内公民館	下野市田中 681 番地 1
国分寺公民館	下野市小金井 1127 番地

(3) 住民の個別接種

かかりつけ医など身近な医療機関での個別接種が実施できるよう、ワクチン接種体制の構築に向け、医師会等医療機関と検討・調整を行いながら取り組む。

なお、個別接種開始は、令和3年6月中と見込んでいる。

4 接種実施曜日及び時間

集団接種会場における接種日時等は、下記のとおり設定する。

なお、接種開始日は原則、ワクチン確保の翌週の水曜日からとし、接種開始予定日を下記のとおりとする。なお、ワクチンの確保状況によるが開始時期は下記のとおり見込んでいる。

医療従事者等（基本型・連携型接種施設以外）：令和3年4月28日

高齢者：令和3年5月6日

曜 日	時 間
水曜日	14：00～16：00 / 16：00～18：00
木曜日	14：00～16：00 / 16：00～18：00
土曜日	14：00～16：00 / 16：00～18：00
日曜日	9：30～11：30 / 13：00～15：00 / 15：00～17：00

5 接種の予約方法

【集団接種】

予約受付は、インターネット及び電話にて実施する。なお、市民からの問合せへの対応、予約受付は、業務を効率的に処理するために「下野市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」（以下「コールセンター」とする。）を設置する。下野市コールセンターは、11頁に示すとおりで3月25日に開設する。

【個別接種】

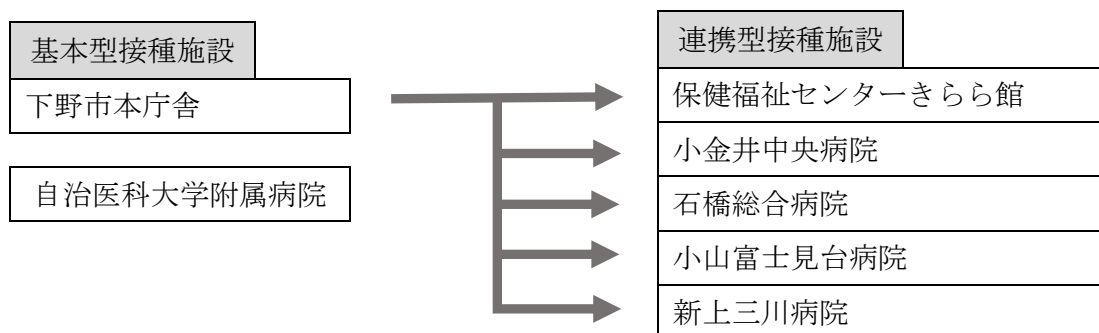
主として、医療機関の開設日時に実施するため、各医療機関の予約方法による。

6 ワクチンの管理及び移送

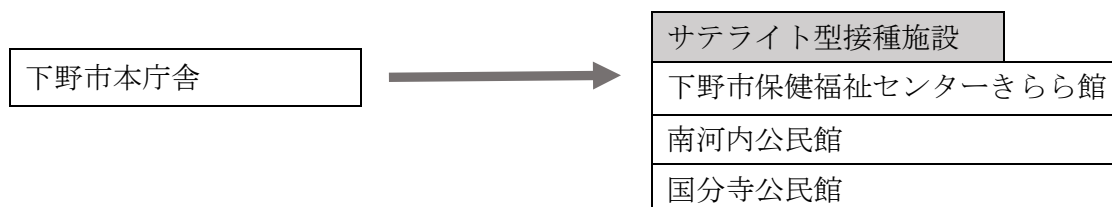
基本型接種施設である下野市本庁舎においてワクチンを適正管理するとともに、連携型接種施設で接種用にワクチンを小分けし、配送委託業者を介してサテライト型連携施設に移送する。

※自治医科大学附属病院は、基本型接種施設となり独自の接種体制となる。

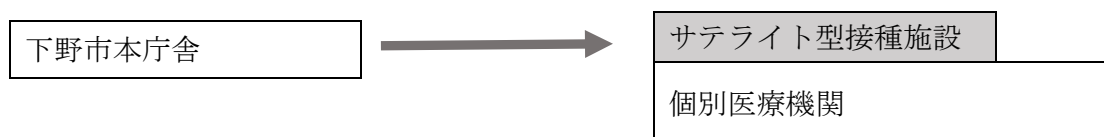
【医療従事者等】



【集団接種】



【個別接種】



※「サテライト型接種施設」…基本型接種施設の近隣に所在し基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受け接種を実施する施設

7 高齢者施設等における接種体制の確保

高齢者施設等は、定期の予防接種の実施体制を基本としながら、接種場所の検討を行う。さらに、接種場所の検討結果や接種対象者のうち当該施設で接種を予定する者の人数を事前に市に報告し、必要に応じて接種医や嘱託医に運営方法について相談を行う。

また、入所者（または家族等）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券・予診票の記入等）について説明を行う。

なお、高齢者施設等には、高齢者等が入所・居住するものが含まれ、市内には障害者総合支援法による障害者支援施設として共同生活援助事業所がある。

【高齢者施設とする対象施設における接種方法】

施設種別	接種方法
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設（市内1施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型接種施設となり、当該施設での接種が可能（集合契約への参加が条件） ・施設併設の医療機関が接種実施医療機関（サテライト型接種施設）となることが可能な場合、施設内での接種が可能 ・医療機関受診可能な者は、自身で接種施設を選択
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（市内8施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医等の所属医療機関がサテライト型接種施設であれば、巡回接種として当該施設内で接種が可能 ・嘱託医等の所属医療機関がサテライト型接種施設に該当せず、かつ当該施設内で接種を要する場合に、各施設が接種予定者数を取りまとめた上で、外部接種医における当該施設内での巡回接種を市に依頼し調整する ・医療機関受診可能な者は、自身で接種施設を選択
<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（市内1施設） ・サービス付き高齢者住宅（市内3施設） ・認知症対応型共同生活介護等（市内4施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関受診可能な者は、自身で接種施設を選択（かかりつけ医または集団接種） ・かかりつけの往診医がおり、サテライト型接種施設の所属である場合には、当該施設内で接種が可能 ・当該施設内での接種を要するが、訪問可能なサテライト型接種施設の確保が困難な場合は、各施設が接種人予定者数を取りまとめた上で、外部接種医における当該施設内での巡回接種を市に依頼し調整する
<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助事業所（市内4施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の嘱託医がサテライト型接種施設の所属である場合に、当該施設等内で接種が可能 ・医療機関受診可能な者は、自身で接種施設を選択

8 基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者

(1) 基礎疾患を有する者の考え方

- ア) 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の者で、通院または入院している者
- ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のために入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- イ) 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の者

【高齢者施設等の従事者における接種順位の特例】

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっているが、施設内のクラスター対策の一層の推進のため、市及び施設等の双方の体制が整う場合には、予防接種の実施に関する手引きにおける一定要件を満たす施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないこととする。ただし、この場合にはワクチンの流通単位の観点から効率的な接種に留意する。

■ 9 接種記録等

(1) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに関しては、市の個人情報保護条例等を踏まえ、予防接種の実施にあたっては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理監督する。

(2) 接種に係る情報管理

市は対象者又は医療機関等において滞留、紛失・廃棄等による未使用の接種券や失効した接種券等、発券・送付後の状況を管理するため、接種券の発番・利用状況、失効した番号について管理する。また、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、予診票も含めて少なくとも5年間は適正管理し保存する。

医療機関等においては、対象者の診療録とともに予診票の控えを保管し、原則5年間保存する。

■ 10 副反応疑い報告

予防接種法の規定による副反応疑い報告制度は、予防接種後に生じる種々の身体的反応や副反応等について情報を収集し、ワクチンの安全性について管理・検討を行うことで広く国民に情報提供すること及び今後の予防接種行政の推進に資することを目的としている。

医師が予防接種法施行規則第5条に規定する症状を診断した場合には、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品長連名通知）及び当該通知の一部改正に従い、指定の報告書を速やかに（独）医薬品医療機器総合機構へFAX（専用FAX番号0120-011-126）にて報告する。

Ⅲ 情報提供及び相談体制

1 市民に対する情報提供

広報紙やホームページ等により、随時ワクチン接種に関する情報を提供する。

2 相談への対応

国や栃木県の新型コロナワクチンコールセンターのほか、市においてもコールセンターを設置し、市民からの相談や問合せに対応する体制を構築する。

<下野市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター>

電話番号 028-614-7210

受付時間 午前9時30分～午後7時（土日・祝日含む）

相談内容 市の集団接種の予約受付・一般的な相談

<栃木県受診・ワクチン相談センター>

電話番号 0570-052-092

相談内容	対応時間
新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること	24時間（土日・祝日含む）
発熱などの症状があり、かかりつけ医や最寄りの医療機関に連絡ができないときに受診できる医療機関を知りたいとき	24時間（土日・祝日含む）
新型コロナウイルスワクチン接種に関する専門的な相談（ワクチン接種後の副反応など）	午前9時～午後9時（土日・祝日含む）

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

電話番号 0120-761-770

受付時間 午前9時～午後9時（土日・祝日含む）

相談内容 ワクチンに関する国の施策等に関する問合せ

3 健康被害救済の申請受付・給付

予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種を受けた者に接種を受けたことによると考えられる健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度の申請を受付、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは救済給付を行う。